

意見提出者	ソフトバンクBB株式会社 ソフトバンクテレコム株式会社 ソフトバンクモバイル株式会社
1. 項目	固定電話における0AB～J番号提供条件の見直し
2. 既存の制度・規制等によってICT利活用が阻害されている事例・状況	現在、0AB～J番号の提供条件として、固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することとされているが、これはメタル線を利用したアナログおよびISDNサービスを想定した提供条件であり、IP化が進む昨今においては固定端末系伝送路設備を方形区画毎に設置することの意義が見当たらない。また、0AB～J番号が担っている地域識別性に関しては、依然として広く利用者から期待されているところと考えるが、方形区画番号数(562)は過剰に分割されており、各県単位以上の詳細な区画分けが果たしてニーズとして存在しているのかは疑わしいと思われる。それにも関わらず、前述の提供条件を満たすための設備投資は通信事業者にとってボトルネックとなっており、結果的に0AB～J番号を使用したサービスの普及を阻害している。
3. ICT利活用を阻害する制度・規制等の根拠	電気通信番号規則第9条
4. ICT利活用を阻害する制度・規制等の見直しの方向性についての提案	ある程度の地域識別性は依然として期待されていることから、方形区画を県単位とする見直し、加えて方形区画内における固定端末系伝送路設備と番号割り当ての論理的適合をもって提供条件を満たす、とする電気通信番号規則の変更が必要と考える。